

亀山市告示第53号

亀山市民間保育所障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所障害児保育事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第124号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市民間保育所障がい児保育事業補助金交付要綱

第1条中「障害児」を「障がい児」に改める。

第2条中「障害児」を「障がい児」に改め、同条第2項中「若しくはその翌年度」を削る。

第3条中「亀山市民間保育所障害児保育事業補助金交付要綱」を「亀山市民間保育所障がい児保育事業補助金交付要綱」に改める。

第4条中「障害児」を「障がい児」に改め、「のうち、次の要件を満たす民間保育所」を削り、各号を削る。

第5条中「障害児」を「障がい児」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（保育士配置表等の提出）

第6条 補助金を受けようとする民間保育所は、補助金等交付申請書に保育士配置表（様式第1号）及び障がい児保育概況表（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた民間保育所は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）保育士配置表（様式第1号）

（2）障がい児保育概況表（様式第2号）

(3) 領収書等関係書類

附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

保育士配置表

担当 クラス名等	クラス 園児数 (人)	保育士氏名 1	障がい児 保育 2	補足 (担任・介助等)

- 1 保育士が担当を兼務する場合は、担当ごとに記入すること。
- 2 補助金の申請対象となる場合に をつけること。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

障がい児保育概況表

障 が い 児	氏名		
	クラス		
	在園期間	年 月 日から	年 月 日まで
	特徴		
	保育の 留意点		
保 育 士		氏名	備考
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

障がい児ごとに作成すること。

保育士については、保育士証の写しを添付すること。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。